

達せざる場合従来満三歳以上の幼児のみを保育せる季節保育所にして新に補助要綱第一に該當する季節保育所たらんとするものを第二順位として選定すること

三、前二項に該當するものの希望数が猶助成豫定施設數に達せざる場合従来満三歳未満の乳幼児十人未満を含め保育せる季節保育所にして新に補助要綱第一に該當する季節保育所たらんとするものを第三順位として選定すること

四、同順位にあるものに付ては一年間の開設回數、保育日數、保育兒數及保育時間の多きものより順次選定すること

五、同一市町村内に補助要綱第一に該當する季節保育所施設を創設せんとするときは敷施設に對して助成するも差支なきこと

六、補助要綱第三の限度は同一道府縣内の助成額を助成施設數を以て除したるとき參拾圓を超えざることを要するのみにして個々の施設に對する助成額の限度を示すものには非ざること

七、補助要綱第一第三號の保育日數は特別の事情に依り十日より短きものは可成之を十日以上に延長せしむる様指導すること

八、助成を爲したる季節保育所は春季一回のみの開設に止まることなく秋季其の他必要と認めらるゝ時季毎に開設せしむる様指導すること

九、補助要綱第二に掲ぐる物品購入費及建物設備費は出來得る限り持寄り又は材料持寄りの上勞力奉仕を爲さしむる様指導すること

十、補助要綱第二に掲ぐる物品は全國略、共通的と思

料せらるゝものにして最少限度必要なりと認めらるるもののみを掲げたるものなるを以て其の選擇及右物品以外に必要な物品の調達に當りては當該施設の事情を詳察の上適切なる指導を行ふこと

十一、補助要綱第四の豫算書は國庫補助申請期日迄に議決未済の場合に在りては豫算案を提出し置き議決済の上當該豫算書を追送すること

厚生省人口局の兒童保護思想の啓發に關する件の決定

厚生省人口局に於いては兒童保護思想の啓發に關し昭和十八年四月十二日左の如き各地方長官宛通牒を發した。

兒童保護思想の啓發に關する件

(昭和十八年四月十二日 地方長官宛人口局長通牒)

子女の健全なる育成を期し之が保護の徹底を圖らんが爲過く兒童保護思想を啓發するは時局下喫緊の要務なるに鑑み昭和十八年度に於ても特に左記經費に充當するものとして金 圓不日配付可相成候條右御了知の上貴廳に於ても相當經費支出の上其の地方の實情に即したる有效適切なる方途を講じ以て之が徹底に努められ度 追て本件實施狀況に付ては別記様式に依り右經費の使途を明示すると共に項目別に可成具體的なる事業成績書を作製し明年四月末日迄に御報告相成度

記

一、兒童保護思想啓發に關する講演會、協議會、懇談

會又は座談會等に要する經費

二、兒童保護思想啓發に關する調査、研究又は選獎等に要する經費

(別記様式省略)

厚生省人口局の昭和十八年度優良多子家庭子女育英費補給要綱の決定に關する件

厚生省人口局に於いては昭和十八年四月、昭和十八年度の優良多子家庭子女育英費補給要綱を決定、その具體的内規と併せて各地方長官宛通牒を發するところあつたが、之を掲ぐれば以下の如くである。

優良多子家庭子女育英費補給要綱

第一 厚生大臣の表彰を受けたる優良多子家庭の子女にして左の各號に該當するときは豫算の範圍内に於て其の修學に必要な學費の全部又は一部の補給を爲すことを得ること

一 表彰を受けたる父母の子女にして其の家庭に於て養育せらるゝ者なること

二 學費不足の爲中等教育以上の教育を受くること困難なる者なること

三 他の施設に依り學費の補給を受けざる者なること

四 身體強健、性行善良にして其の志操堅實なる者なること

五 學力優秀にして將來成業の見込ある者なること

第二 補給額は中等學校及之に準ずるものに在學する